

裁判年月日 平成28年 8月30日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 平27(ワ)8495号
事件名 損害賠償等請求事件
文献番号 2016WLJPCA08308029

出典

ウエストロー・ジャパン

埼玉県越谷市〈以下省略〉

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

千葉県野田市〈以下省略〉

被告

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

X

松村光晃

中村秀一

屋宮昇太

Y

清水陽平

古屋可菜子

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する平成26年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告に対し、別紙1の2、同1の3、同2の2及び同2の3記載の被告が管理するツイッターに掲載している各記事を削除せよ。

3 被告は、原告に対し、別紙3謝罪広告目録記載の内容の謝罪広告を、別紙4の掲載要領により、被告が管理するウェブサイト（ホームページのアドレスが「http://〈省略〉」であるもの。）上に掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告がウェブサイト又はツイッター上に掲載した記事が原告の名誉感情を侵害し又は名誉を毀損するものであるとして、被告に対し、①不法行為に基づく損害賠償として1100万円（慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円の合計額）及びこれに対する最後に記事が掲載された日である平成26年12月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、②人格権に基づき、別紙1の2、同1の3、同2の2及び同2の3記載のツイッターに掲載されている各記事の削除を、③民法723条に基づく名誉を回復するのに適当な処分として謝罪広告の掲載を、それぞれ求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) EM（「Effective Microorganisms」（有用微生物群）の略称であり、EM菌ともいうが、以下「EM」という。）とは、1980年代の初めに琉球大学農学部のA教授（現在同大学名誉教授、以下「A教授」という。）が開発した、乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とした微生物資材である。

(2) 当事者

ア 原告（昭和28年〇月〇日生）は、かつてa社の記者であった者であり、現在、株式会社b（以下「b社」という。）の代表取締役を務める者である。原告は、かつて、株式会社c（以下「c社」という。）の顧問を務めていたことがあった。

イ 被告（昭和24年〇月〇日生）は、かつて中学校及び高等学校の理科教諭であった者であり、現在、d大学教職課程センター教授を務めている。被告は、一般人の科学リテラシー（科学と、一見、科学の装いをしているが科学とはいえないものを見抜くこと）の育成等を専門としている。

(3) b社は、「〇〇」という名称の大学発のベンチャー企業支援サイト（以下「原告ブログ」という。）を運営している。原稿作成者は、自身の原稿を勝手に原告ブログに掲載することはできず、原告が原稿の内容を確認した上で、原告を通じて掲載される仕組みとなっている。

(4) A教授は、原告ブログ上に、「△△△」との題名で論文を掲載したことがあり、その中で、EMのpH（ペーハー）のみの効果ではない事例として、EM1号の入った密閉容器の上で、別の密閉容器に入れたウイルスを培養すると、EM1号が添加されたのと同様に密閉容器中のウイルスが失活（死滅）する旨を述べたことがあった。（甲31、以下「A論文」という。）

(5) 被告は、平成25年12月4日、A論文を受けて、「□□」という名称のブログ

（「被告ブログ」という。）上に、以下のとおり別紙１の１記載の記事のうち下記の部分（以下「１２月４日記事」という。）を掲載した。（甲２）

「X氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。普通の頭なら載せないだろう。」

「※あまりにも酷いX氏のEM擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」

（６）被告は、平成２５年１２月５日、別紙１の２記載の被告が管理するツイッター（以下、被告が管理するツイッターを総称して「被告ツイッター」という。）上に、以下の記事（以下「１２月５日記事」といい、１２月４日記事と併せて「平成２５年１２月記事」という。）を掲載した。（甲３・別紙４）

「X氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。」

（７）被告は、平成２５年１２月５日から平成２６年４月１日にかけて、被告ツイッター上に、別紙１の２・２枚目及び別紙１の３記載のとおり１２月４日記事へのリンクを貼り付けた。

（８）被告は、平成２６年１０月２１日、被告ブログ上に、以下の記事（以下「平成２６年１０月記事」という。）を掲載した。（甲５）

「要するにやってることはヤクザそのものである。記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別撃破しようとするスタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」

（９）被告は、平成２６年１０月２９日、被告ツイッター上に、別紙２の２記載のとおり平成２６年１０月記事と同旨の記事を掲載した。

（１０）被告は、平成２６年１０月２９日から同年１２月１９日にかけて、被告ツイッター上に、別紙２の３記載のとおり平成２６年１０月記事へのリンクを貼り付けた。

２ 争点

（１）平成２５年１２月記事による名誉感情の侵害の有無

（２）平成２６年１０月記事の摘示事実の有無及びこれによる原告の社会的評価低下の有無

（３）平成２６年１０月記事に係る違法性阻却事由の有無

（４）損害等

３ 争点に関する当事者の主張

（１）平成２５年１２月記事による名誉感情の侵害の有無

【原告】

被告は、被告ブログ上に１２月４日記事を掲載して、原告に対して「真正のおばか」、「嘲笑するしかない超低レベル」などという表現を用いてその人格を言葉を極めて誹謗中傷しており、社会通念上受忍限度を超えて侮辱し、名誉感情を侵害している。さらに、被告は、被告ブログ上に１２月４日記事と同旨の１２月５日記事を掲載し、被告ツイッターに１２月４日記事へのリンクを複数回貼り付けて繰り返し原告を侮辱し、名誉感情を侵害した。

【被告】

否認し、又は争う。

名誉感情の侵害が不法行為を構成するのは、誰であっても名誉感情を侵害されることにな

るような、看過しがたい、明確かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合に限られる。

12月4日記事は、EMの効果という科学的議論のある事項についてなされた批判であるところ、科学的実証の尽くされていない事項に関しては、その効果を肯定する者と否定する者の両者から議論が加えられることが当然想定されている。12月4日記事の直前には、A論文を引用して、EMから「“波動”が出ている」、「EM1号の入った容器の上でウイルスを培養すると、EM1号が添加されたのと同様にウイルスが失活する」とのEMに関して主張されている効能が記載されているが、このような効能は従来の科学上は信じがたいものである。被告は、原告がEMの上記効能に関する主張をすることや擁護する姿勢に対する批判的意見として12月4日記事を掲載したものであり、原告に対する人格的攻撃を行ったものではない。12月4日記事の程度の批判的意見は受忍すべきものであり、看過しがたい明確かつ程度の甚だしい侵害行為とはいえず、原告に対する違法な名誉感情の侵害とはならない。12月4日記事と同旨の12月5日記事についても同様である。

また、被告が被告ツイッター上に12月4日記事へのリンクを貼り付けたとしても、それはリンク先のウェブページの存在を紹介するにすぎないから、それ自体何らかの権利を侵害するものではない。そして、リンク先の12月4日記事が原告に対する違法な名誉感情の侵害とはならないことは、上記のとおりである。

(2) 平成26年10月記事の摘示事実の有無及びこれによる原告の社会的評価低下の有無

【原告】

被告は、平成26年10月記事において、原告について「ヤクザそのものである」、「ジャーナリストですらない」と指摘し、「原告がEMを批判する記事を書いた著者を敵とみなし、その著者に対し、記事による反論ではなく、著者と直接面会し、脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて著者の見解を批判・攻撃し、屈服せしめようとした」との事実（以下「原告主張摘示事実」という。）を摘示したものである。被告は、このような事実を摘示したことにより、原告が事実を正確かつ客観的に報道すべきジャーナリストとしての資格を有しない者であるかの印象を与え、原告のジャーナリストとしての社会的評価を著しく低下させ、もって原告の名誉を毀損したものである。さらに、被告は、被告ツイッター上に平成26年10月記事と同旨の記事を掲載するとともに、同記事へのリンクを貼り付けて原告の名誉を毀損した。

【被告】

否認し、又は争う。

一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、平成26年10月記事は、原告が記事に対して記事で反論をするのではなく、著者と面会して直接議論をするという方法をとっているのがジャーナリストの姿勢としていかなるものかという内容しか読み取ることができず、原告の取材行為やジャーナリストとしての姿勢に対する被告の意見又は論評を表明したものであって、具体的な事実が摘示されたものではない。そして、被告がこのような意見を持つことは自由であり、その表現方法も一般読者の普通の注意と読み方を基準として不相当といえるものではないから、原告の社会的評価が低下するとはいえない。

(3) 平成26年10月記事に係る違法性阻却事由の有無

【被告】

意見論評による名誉毀損は、その前提とする事実が重要な部分において真実であるか、または真実と信じるにつき相当な理由がある場合であって、公共の利害に関する事実について、もっぱら公益を図る目的で行われていたときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではない限り、違法性が阻却される。

EMは、土壌改良や生ゴミの堆肥化等において一定の効果があることは概ね認められているが、それ以外に放射能を消滅させるなどという非科学的な効果が主張されるようになっており、被告がこれに対して科学者としての立場から警鐘を鳴らすために批判を加えることは、公共の利害に関する事実当たり、目的に公益性がある。

次に、平成26年10月記事は、原告が、EMに対する批判的な論文又は記事を書いた3名、すなわちh大学のB名誉教授（以下「B教授」という。）が面会を断ったにもかかわらずその自宅を訪問したこと、サイエンスライターであるC（以下「C」という。）に対して面会を申し入れ、住所を教えるよう求めたこと、e大学のD准教授（以下「D准教授」といい、B教授、C及びD准教授を併せて「B教授ら」という。）の言動に関し、e大学へ電話、手紙及び訪問という方法で接触を試みたという事実を前提としているところ、これらはいずれも真実である。よって、平成26年10月記事は、その前提とする事実が重要な部分において真実である。

また、平成26年10月記事は、原告による取材行動について批判的意見を述べたものにとどまり、原告の人格そのものを批判するものではないから、意見ないし論評の域を逸脱したものではない。

よって、平成26年10月記事には違法性阻却事由がある。

【原告】

否認し、又は争う。

原告は、B教授の自宅を訪問した際、訪問を拒否されておらず、むしろ快く取材に応じてもらった。原告は、e大学の広報課に電話をしたことがあるが、それはわずか2、3分のことで、激しく抗議するような内容ではなかった。また、e大学に内容証明郵便を送ったのはc社であって、原告ではない。

被告は、平成26年10月記事により原告主張摘示事実を摘示したものであり、そのような事実は一切なく、上記のとおりその前提となる事実も真実ではない。

さらに、被告は、原告が日本科学者会議や国立研究開発法人科学技術振興機構などに被告の行為の問題点を指摘したことに対する私怨を晴らすため平成26年10月記事を掲載したものであるから、事実の公共性も目的の公益性も存在しない。

(4) 損害等

【原告】

原告は、平成25年12月記事による名誉感情の侵害及び平成26年10月記事による名誉毀損並びにこれらの記事へのリンクを被告ツイッターに繰り返し貼り付けた行為により、大きな精神的苦痛を受けた。これを慰謝するに足りる金額は1000万円を下らない。そし

て、原告は、本件訴訟の追行を弁護士に委任したところ、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は100万円を下らない。

また、被告ツイッター上には未だ12月5日記事及びこれに係るリンクが掲載されているから、その抹消を求めるとともに、慰謝料の支払を受けてもなお回復されない原告の名誉を回復するため、被告ブログ上に謝罪広告を掲載するよう求める。

【被告】

否認し、又は争う。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、原告の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は以下のとおりである。

1 認定事実

前提事実に加えて、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実は、以下のとおりである（以下、全体について甲26、乙6、原告本人、被告本人。ただし、下記認定に反する部分は採用しない。）。

(1) 原告は、f大学大学院の技術経営研究科特別招聘教授及びg大学産学連携室の客員教授を努めたことがあったが、自らEMに関する研究をしたり、論文を発表したりしたことはなかった。原告は、20年近くEMに関与しており、原告ブログ上にA教授の論文を100回以上掲載した。

(2) A教授は、b社サイト上に、以下の内容を骨子とする提言を掲載した。（乙14）

ア EMを散布することで放射能が消えるということは事実であり、既に実用段階に入っているが、これまでの放射能の専門家、その事実を絶対に認めようとしな。

イ 電磁波、放射線、熱線等の崩壊のエネルギー（有害なエネルギー）をEMが整流すると、蘇生のエネルギーに変換される。

ウ EMには人間の病気、植物の生産力、生物の全ての免疫力、物質の機能性、土壌や環境のレベル、災害の軽減などについて超伝導効果があり、かなりのレベルで実用化が進んでおり、この不思議な力の存在は、エネルギーが付与されている間は、その効果が消えないという特性がある。

エ 微生物は重力波を出して、蘇生的な万能性を発揮している。

オ この新知見に基づく微生物の蘇生的、創造的な活用は、人間の理を無価値にし自然の理に合致させる手法となりうるものであり、その延長線上の究極は、人類の抱える全ての問題を解決するという結論になる。

(3) A教授は、「2014EM災害復興支援プロジェクト事例集」と題するパンフレットにおいて、理論物理学ではありえないことになっていると断りつつ、以下の内容を骨子とする発表をした。（甲10）

ア 有機物を投与しEMが十分に活動できる条件を整えて、EMの密度を高めるような栽培管理を行った農地では、作物による放射性セシウムの吸収は完全に抑制される。同時に作物の収量や品質が向上した。

イ EMを活用した酪農では、畜舎の衛生問題を全て解決するとともに、その地域の汚染牧草を給与しても、牛乳中の放射性セシウムは5ベクレル以下となり（国の基準は50ベクレル）、その糞尿（スラリー）を散布した牧草地の放射能レベルが低下し、牧草の放射性セシウムの吸収も抑制されることが認められた。

ウ EMの活性液を散布し続けた場合は、例外なく放射能汚染レベルが低下しているが、降雨等で土壌水分の多い条件下で散布すると、より効果的である。

エ EMやEM・XGOLD（判決注・EMを含有する清涼飲料水のことである。）を活用すると電離放射線の被曝障害を完全に防ぐことが可能であり、内部被曝対策にも万全を期することが可能である。

オ EMを散布された周りの数メートルから数十メートルの放射線量も低下する。

(4) 被告は、平成25年12月4日、A論文を受けて、被告ブログに以下のとおり掲載した（その一部が12月4日記事である。）。（甲2）

「“波動”が出ているのか（大笑）。真正のニセ科学。

→「EM1号の入った容器の上でウイルスを培養すると、EM1号が添加されたのと同様にウイルスが失活する」。

X氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。普通の頭なら載せないだろう。RT@※※：この記事はX氏はどう思っているのでしょうか。これでもなお全面的に支持を続けるのでしょうか。※あまりにも酷いX氏のEM擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」

(5) 原告とCとの関係について

ア Cは、平成25年12月22日、「◎◎」と題するブログにおいて、「▽▽▽」との題名で記事を掲載した。上記記事には、以下のような記述がある。（乙1の4）

(ア) EMは、1980年代の初めにA教授によって農業用資材として本格的に開発されたものであるが、成分の詳細は明らかにされていない。

(イ) EMは、当初は土壌改良に利用されたが、それが水質改善にも効果があるなどと言われるようになり、EMを土と混ぜて団子状にした「EM団子」や「EM活性液」を川や湖に入れて水質改善を図ろうとする人や団体が少なくないが、EMが水質浄化に資することを証明する確かなデータがない。

イ 原告は、Cが上記記事を記載したことについて、Cに対し、面会を求める旨のメールを送り、これを断られた後も、住所を知らせるように要求したことがあった。これに対し、Cは、原告がCの住所を知りたがっているのは嫌がらせをする目的ではないかと考え、面談も住所を教えることも拒絶した。（乙2）

(6) 原告とD准教授との関係について（乙7）

ア D准教授は、海洋生態学を専門とする研究者であるところ、平成26年3月頃までに、EM団子を川や河川の浄化作用はなく、むしろ、高濃度の有機物が含まれる微生物資材を河川や湖沼に投入すれば汚濁源となり、生態系を破壊するおそれがあるとして、科学的な知見から、EMについて批判的な意見を発信していた。

イ 原告等のD准教授に対する接触

(ア) 原告は、平成26年3月31日、D准教授が勤務するe大学広報部に対し、c社

の顧問である旨を名乗って電話をかけた。

(イ) 原告は、同年4月2日、e大学広報部に対し、上記(ア)と同旨の電話をかけた。

(ウ) c社は、同年9月18日、e大学学長宛に、D准教授がEMに対する誹謗中傷を行っており、そのことをe大学も容認しているのかについての回答を求める旨の内容証明郵便を送付した。原告は、c社がe大学宛に上記内容証明郵便を送ることを事前に知っていた。(甲32)

ウ D准教授は、原告がD教授自身に対してではなくe大学宛に連絡をしたのは、大学を通じてD准教授に圧力をかけようとしているのではないかと考えた。

(7) 原告とB教授との関係について

ア B教授は、被告が編集長を務める「◇◇」と題する雑誌の平成26年春号「特集●●」に、「▲▲▲」との題名で論文(以下「B論文」という。)を掲載した。B論文には以下のような記述がある。(甲34、乙1の3)

(ア) 著名な科学雑誌に論文が掲載されることは、研究成果が世界でオーソライズされたとみなされるからであり、掲載された研究論文は、誰がこの実験を行っても同じ結果が得られるから科学といえる。したがって、著名な科学雑誌に掲載された論文がない限り、研究や講演内容の信頼性はほとんどない。この点、EMにはまともな論文が存在しないから、科学とはいえない。

(イ) A教授は、「各試験研究機関もc社の同意なしには、勝手に試験して効果を判断する権限もありません」とEMは科学ではないことを自ら認めている。

イ 原告は、B論文は裏付けに乏しいと考え、平成26年6月20日午前8時半頃、北海道函館市に在住するB教授に対し、電話で会見を申し込んだ。B教授の妻が、函館に到着してから再度連絡するようにと回答したため、原告は、函館に到着後、B教授宛に電話し、ホテルのロビーなどで会見できないか申し入れたところ、B教授は体調が思わしくないとしてこれを断った。原告は、それならばB教授の自宅で面会するほかないと考えた。原告は、自宅に来ることをB教授が明示的に承諾していなかったがその自宅に赴き、B教授と25分程度話をした。

(8) 「■■■サイト」と題するインターネットウェブサイト上に、平成26年10月頃までに、「▼▼▼」と題して、原告に関し、以下のような記事(以下「■■■サイト記事」という。)がされた。(甲4)

「問題はこのXなる人物個人である。f大学大学院客員教授とかg大学客員教授らしい。一応そういう肩書きがあるから学界のシリーズに入れてしまったが、実際のところ、それはただハクを付けるためだけの肩書きで、本人はジャーナリストを名乗っていたりする。この人物、A氏に心酔してEMシンパをしているだけの人物なら笑ってすませられるのだが、どうもそうではないのだ。この春「◇◇」という雑誌にニセ科学を批判する特集が組まれた際、その中でEM菌を批判する記事を書いた北海道の著者(判決注・B教授のことである。)に、埼玉からわざわざ面会を求めて行ったというし、それ以前にもC氏というかたの書いた記事に文句をつけ、面会して、おそらく脅そうとしたようだ。(中略)アグレッシブすぎる

。blogに載るくらいだから他にも裏では色々やっていることだろう。要するにやっけることはヤクザそのものである。記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別撃破しようとするスタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」

(9) 被告は、平成26年10月21日、被告ブログ上に、■■■サイト記事へのリンクを貼り付けた上で、■■■サイト記事を引用して平成26年10月記事を掲載した。被告は、同日、被告ブログ上に、平成26年10月記事に続けて「ニセ科学としてのEMにとくに興味を持ったのはX氏のおかげかもしれない。彼がEM批判者の自宅に押しかけたり、所属大学に圧力をかけたりしたのを知り、そこまでやるのは何かあるよね、と、A氏の本やウェブの記事を一生懸命に読んでみた。「ああ、これぞニセ科学の総合デパートだ。。」と記載した。(甲5)

(10) 原告は、原告ブログ上に、EMを擁護する立場から、EMに批判的な立場の者に対する批判を複数回行った。(乙9の1ないし乙11)

(11) EMは、水質浄化作用がある、放射性物質の作物への吸収を抑制する効果があるとして使用されている例があり、又はそのような例があった。(甲9, 10, 乙4, 5, 9の3ないし13)

(12) EMは、乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とした微生物資材という以外、その成分の詳細は不明であり、A教授は、c社の同意なしにEMを試験してその効果を判断することを禁じている。(弁論の全趣旨)

2 争点(1)(平成25年12月記事による名誉感情の侵害の有無)

(1) 平成25年12月記事が原告の名誉感情を侵害するものであるか否かについて、以下、一般読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を理解した場合、誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過しがたい、明確かつ程度の甚だしい侵害行為といえるかという観点からこれを検討する。

(2) まず、被告が12月4日記事を掲載するに至った前提となる事実について検討する。

EMに関しては、成分の詳細が不明であり、科学雑誌に論文が掲載されておらず、A教授がc社以外の第三者がEMを試験することを禁じるなどしている(認定事実(12))。A教授も、EMが放射能の除去に資するとの効用をうたいつつ、それが放射能の専門家には認められていないこと、他にもEMの様々な効用を上げるも、理論物理学ではありえないことになっていることを自認している(同(2), (3))。そして、A教授は、これらEMの効果の科学的な機序について、具体的には明らかにしていない。そうすると、EMは、土壌改良や生ゴミの堆肥化等において一定の効果があることを除き、A教授がうたうその余の効果については、未だその科学的な根拠及び機序の存在について第三者による検証を十分に経た状態であるとはいえない。まして、被告が平成25年記事を掲載する直接の前提となった、EMを入れた密閉容器の上で別の密閉容器に入れたウイルスを培養すると、EMを添加したのと同様にウイルスの入った密閉容器中のウイルスが失活するというA論文の内容(前提事実(4))については、EMが乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とした微生物資材であるという前提に立つ限り、現代の科学からそのような効果が存在することについて合理的な批判が可能な状

態である。

原告は、c社で顧問を務めたことがあること（前提事実(2)ア）、EMに20年以上関与し、原告ブログ上にA教授の論文を100回以上掲載し（認定事実(1)）、原告ブログ上に編集長としてEMを擁護する記事をたびたび掲載し（同(10)）、さらに、原告ブログに掲載する記事は原告が必ず目を通すことになっていること（前提事実(3)）、原告自らがEMについて研究したり論文を発表したりしたことはなかったことからして（認定事実(1)）、EMの効用についてA教授とほぼ同じ見解を有していると認められる。

そして、未だ定説を見ず論争がされている学問上の分野については、新たな学説について様々な論者から批判的な論説がなされ、ときに激しい非難にさらされ、それが昂じて表現が過激になることも当然に予定されているというべきである。このような観点から12月4日記事が名誉感情の侵害の程度に達しているかを検討すると、被告は、A論文に係るEMの効用に関して上記のように非科学的であるとの疑義を呈することができることを前提として、原告が上記のとおり現代の科学的にはにわかにその存在を肯定しがたい内容であるA論文に目を通した上でこれを原告ブログに掲載したことについて、A論文がというようなEMの効果は科学的にありえず、これを手放しで信じているとすれば科学と非科学を見分ける能力（科学リテラシー）に乏しい旨を述べる趣旨で「真正のお婆か」、「普通の頭なら載せないだろう」、「嘲笑するしかない超低レベル」と述べたものと認められる。これらの表現は、原告の見解に対する科学的又は学術的な批判をするにとどまらず、原告を揶揄するものでいささか品位に欠ける表現であるということではあるが、これを超えて、未だ誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過しがたい、明確かつ程度の甚だしい侵害行為に当たるとまでは認めることができない。

そうすると、被告は、12月4日記事により原告の名誉感情を侵害したとは認められない。

(3) 12月5日記事も12月4日記事と同趣旨であるから、同様に原告の名誉感情を侵害したものと認められない。そして、被告が本件ツイッター上に12月4日記事に対するリンクを貼り付けた行為についても、その元となる12月4日記事が原告の名誉感情を侵害するものではない以上、原告の名誉感情を侵害したものと認められない。

よって、原告の請求のうち、名誉感情の侵害を理由とするものはいずれも理由がない。

3 争点(2)（平成26年10月記事の摘示事実の有無及びこれによる原告の社会的評価低下の有無）

原告は、平成26年10月記事は原告主張摘示事実を摘示したものである旨主張するのに対し、被告は意見又は論評にとどまる旨主張しているから、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、平成26年10月記事が事実を摘示したものであるか否かを検討する。そして、当該記事についての一般読者の注意と読み方を基準に、当該部分の前後の文脈や記事の公表当時に右読者が有していた知識ないし経験等も考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものと理解されるときには、同部分は事実を摘示するものとみるのが相当であるから（最高裁平成6年（オ）第1084号同10年1月30日第二小法廷判決・集民187号1頁参照）、平成26年10月記事が証拠等

をもってその存否を決することが可能な事項を主張したものとイえるかを検討する。

被告は、平成26年10月記事を記載するに当たり、■■■サイト記事をそのまま引用したものであり、被告ブログには■■■サイト記事へのリンクも張られている（認定事実(8)、(9)）。そうすると、平成26年10月記事が事実を摘示したものであるか否かを検討するに当たり、その前の文脈となる■■■サイト記事の内容を検討する必要がある。

■■■サイト記事は、原告がf大学大学院客員教授及びg大学客員教授の肩書きを有し、ジャーナリストと名乗っていることを紹介した上で、原告がB教授の自宅に赴きこれと面会したこと、Cと面会しようとしたことを前提として、平成26年10月記事と同内容の記述をしている（同(8)）。被告は、同記事に続けて「所属大学に圧力をかけた」と記載していることからして、D准教授の件に関し、原告がe大学に電話をかけるなどしたことも同記事の前提としていと解される（同(9)）。

そして、被告は、原告がEMに対して批判的な論文又は記事を掲載したB教授らに対して論文又は記事による批判をするのではなく、直接面会し又は面会を求めるなどの方法を用いたことについて、平成26年10月記事に「やってることはヤクザそのもの」、「記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別撃破しようとするスタンス」、「もはやジャーナリストですらない」と述べたものであるところ、原告がヤクザそのものであるか否か、原告のスタンスはいかなるものか及び原告がジャーナリストですらないか否かという事項は証拠等によってその存否を決することができないから、具体的な事実を摘示したのではなく、原告がB教授らに対して取材しようとして面会を求めたことなどに対する意見又は論評を述べたものと認められる。「やってることはヤクザそのもの」、「もはやジャーナリストですらない」という表現は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告がB教授らに対して直接面会し、又は面会しようとしたことに対する否定的な評価をしたものであって、原告がB教授らに対して脅迫・威迫等の社会的に相当性を欠く手段を用いて取材し、又は取材しようとしたという具体的な行為態様に係る事実を摘示したものと読み取ることができない。

平成26年10月記事は、上記のような原告の取材方法に対する批判的な意見又は論評である以上、被告が被告ブログにこれを掲載したことにより原告の社会的評価が低下したといえることができるから、以下、被告が意見又は論評により原告の名誉を毀損したことについて、違法性阻却事由の有無を検討する。

4 争点(3)（平成26年10月記事に係る違法性阻却事由の有無）

ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、それが公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである。以下、上記観点から違法性阻却事由の有無を検討する。

(1) 事実の公共性の有無及びもっぱら公益目的でなされたものであるか否かについて

被告は、前記3のとおり、原告がEMについて批判的な学術論文又は記事を公表したB教

授らに対して直接自宅に赴くなどした事実を前提としてこれに対する意見論評をしたものであるところ、EMは単なる土壌改良資材としてだけではなく、水質改善や放射性物質の作物への吸収を抑制するとの効能を掲げ、実社会において使用されている例があり、又はそのような例があった（認定事実(11)）。そして、原告は、B教授らに対し、反論の論文又は記事を発表するという手段によらず、取材との名目で直接自宅を訪れ、面会を求め又は住所を教えるよう求めたり、勤務先である大学に電話をかけるなどしている。このように単なる学問上の議論にとどまらず、その理論を元に実社会で使用されている学説に対する批判的な言論について、言論によらず直接自宅を訪れたり勤務先に電話をかけたりする取材方法について批判することは、前提となる事実について公共性があるものと認められる。そして、被告がこのように公共性がある事実について平成26年10月記事を掲載したことについて、特に公益目的以外で行ったことを伺わせる事情はないから、もっぱら公益目的で行ったものと認められる。

これに対し、原告は、被告は原告から日本科学者会議や国立研究開発法人科学技術振興機構などについて問題点の指摘を受けたことに対する私怨を動機として平成26年10月記事を掲載したものであるから、事実の公共性も目的の公益性もない旨主張する。

しかしながら、被告は、一般人の科学リテラシー（科学と、一見、科学の装いをしているが科学とはいえないものを見抜くこと）の育成等を専門としており（前提事実(2)イ）、原告が上記問題点の指摘をする以前からEMについて非科学的であるとして批判的な立場であったことがうかがえるから、平成26年10月記事がことさら私怨で行われたものと認めることはできず、原告の上記主張は採用できない。

よって、平成26年10月記事は、その前提とする事実が公共の事実に関し、もっぱら公益目的で行われたものと認められる。

(2) 前提とする事実の真実性について

原告が、B教授の自宅を訪れて面会したこと、Cに対して面会を求め、住所を教えるよう求めたこと、e大学に架電し、c社の人間である旨を名乗って電話をかけたことはいずれも真実である（認定事実(5)ないし(7)）。なお、e大学に内容証明郵便を送ったのは原告ではなくc社であるが（認定事実(6)イ（ウ））、原告はc社の顧問を務めていたことがあり（前提事実(2)ア）、e大学に電話をかけた際、c社の顧問である旨を名乗っていたこと（認定事実(6)イ（ア））、c社が上記内容証明郵便を送ることを事前に知っていたことからして（同(6)イ（ウ））、前提とする事実の重要な部分が真実と異なっているということではできない。

そうすると、平成26年10月記事が前提とする事実、いずれも重要な部分について真実である。

(3) 平成26年10月記事が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものの可否か

前記3のとおり、被告は、原告がB教授らに対して論文又は記事等で反論するのではなく、直接自宅に赴くなどして面会し又は面会しようとし、勤務先に電話をかけるなどした取材方法に対する批判として平成26年10月記事を掲載したものと認められる。そして、その

表現ぶりが辛辣なものではあるが、もっぱら原告の取材方法に対する批判にとどまるのであって、原告に対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものであるとまでは認めることができない。

(4) よって、被告が平成26年10月記事を掲載したことについて違法性阻却事由が認められるから、原告に対する名誉毀損に当たらない。そうすると、被告が同記事に対するリンクを貼った行為についても、同様に原告に対する名誉毀損に当たらない。

よって、原告の請求のうち、名誉毀損を理由とするものはいずれも理由がない。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

(裁判官 清野英之)
